十一　社会福祉費	人口	臨時高等学校整備事業に係る地方債の同意等額のうち、平成10年度までの特別老朽施設改築事業に係る許可額に相当する額及び平成11年度以降の老朽施設改築事業に係る同意等額に相当する額（特殊教育諸学校に係るものを除く。） $E_6 = 0.0035$ $E_7 = 0.0069$ $E_8 = \underline{0.0111}$ $E_9 = 0.0094$ $E_{10} = 0.0104$ $E_{11} = \underline{0.0138}$ $E_{12} = \underline{0.0183}$ $E_{13} = 0.0108$ $E_{14} = \underline{0.0157}$ $E_{15} = 0.0077$ $E_{16} = \underline{0.0042}$ E_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　$\underline{0.0185}$ イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　$\underline{0.0339}$ E_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0150 イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0334 E_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0153 イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0336
	算式	$\sum^{元}(B_n \times C_n) + \sum^{元}(D_n \times E_n)$

十一　社会福祉費	人口	臨時高等学校整備事業に係る地方債の同意等額のうち、平成10年度までの特別老朽施設改築事業に係る許可額に相当する額及び平成11年度以降の老朽施設改築事業に係る同意等額に相当する額（特殊教育諸学校に係るものを除く。） $E_7 = 0.0022$ $E_8 = \underline{0.0114}$ $E_9 = 0.0094$ $E_{10} = 0.0104$ $E_{11} = \underline{0.0084}$ $E_{12} = \underline{0.0160}$ $E_{13} = 0.0108$ $E_{14} = \underline{0.0156}$ $E_{15} = 0.0077$ $E_{16} = \underline{0.0041}$ E_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　$\underline{0.0183}$ イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　$\underline{0.0000}$ E_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0150 イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0334 E_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0153 イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0335 F_n　国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（令和2年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高等学校に係るものの額 $G_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.00207 イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00211
	算式	$\sum^{令2}(B_n \times C_n) + \sum^{令2}(D_n \times E_n) + \sum^{令2}(F_n \times G_n) + \sum^{令2}(H_n \times I_n)$